

# 名古屋北 法人会だより

2012  
No.124

9月

題字 名古屋北税務署長 木下 博資

## 第37回通常総会開催

### ●名古屋北税務署定期異動

新署長着任のごあいさつ

### ●税理士会コーナー

退職所得課税の改正について



法人会  
消費税期限内納付  
推進運動

社団法人 名古屋北法人会

2	<b>第37回 通常総会</b>
6	<b>名古屋北税務署 定期異動</b> 着任のごあいさつ 名古屋北税務署長 木下博資 名古屋北税務署 新陣容
8	<b>税務相談窓口</b>
10	<b>愛知県広報</b>
12	<b>名古屋市広報</b>
14	<b>税理士会コーナー</b>
16	<b>会員のページ</b> 「家業を受け継ぐという事は…」 北陵支部 (有)佐久間土地 児玉昭子
17	<b>青年部会コーナー</b> 「新部会長紹介」
19	<b>女性部会コーナー</b> 「自分にできること」 西支部 (株)オーテック 小川幸子
22	<b>支部コーナー</b>
23	<b>新会員紹介</b>
24	<b>北法人会の行事メモ</b>

# 第37回 通常総会



会長あいさつ 野田会長



記念講演会  
講師 政治評論家 屋山太郎 氏

平成23年度通常総会を5月28日（月）北区役所講堂に於いて開催しました。  
また、総会終了後に記念講演会を開催しました。

## 平成23年度表彰者

### ◆会員増強目標達成支部

杉村支部  
金城支部



金城支部長 草川工業(株) 殿

### ◆支部運営功労社

支 部	会 社 名	支 部	会 社 名
上 飯 田	深田工業(株)	若 葉	吉正運輸倉庫(株)
山 田	金虎酒造(株)	(株)福由	
大 曽 根	(有)彩光社	北 陵	スズラン(株)
杉 村	木村紙商事(株)	楠 東	(株)五十鈴商会
大 杉	(株)オーケテック	楠 西	(株)高木商店
清 水	(株)大島組		(株)馬場器械店
	陽光建物サービス(株)		(株)ナカシマ
金 城	大和グラビヤ(株)		(株)日新
	名急商事(株)		(株)山本工業所
西	渡辺シール(株)	瀬 古	(株)精版印刷

支 部	会 社 名
瀬 古	(株)東陽機械製作所 日本コンクリート(株)
守 山	(株)宮の腰保険事務所
小 幡	弥生投資顧問(株)
大 森	太平鋼機(株)
森 向	田辺線材商事(株)
み ど り	(株)サガミチェーン
守山北	(有)曙タイヤ商会 (有)大永興写

支 部	会 社 名
守山北	(有)ミクニ自動車



大和グラビヤ(株) 殿

## ◆会員増強功労社

(4社以上)

支 部	会 社 名	勧 奖 数
金 城	草川工業(株)	6

(2社以上)

支 部	会 社 名	勧 奖 数
守山北	(株)名古屋銀行 守山支店	2



草川工業(株) 殿

## ◆協力団体(5社以上)

会 社 名	氏 名	勧 奖 数
大同生命保険(株)	谷田久典 殿	10



大同生命保険(株) 谷田久典 殿

## ◆事業参加良好社

支 部	会 社 名
上 飯 田	まさき電設(株)
山 田	中京金属(株)
	親和電機(株)
	(株)中部精機製作所
大 曽 根	山宗(株)
杉 村	(株)ナゴヤ保缶化学工業社
	(株)甲英
	(有)小林鉄筋
	(有)米善商店
大 杉	(株)日新琺瑯製作所
	(株)魚鉄

支 部	会 社 名
清 水	川辺建設(株)
	佐々木建設工業(株)
	(有)神田鉄工所
	(資)同和製作所
	浪速金液(株)
	日本報知機(株)
	ヒラテ産業(株)
	矢野電機(株)
金 城	草川工業(株)
	(有)米徳
	(株)白木

## 第37回 通常総会

支 部	会 社 名	支 部	会 社 名
金 城	(有)中日新聞志賀専売店 (有)平松伸商店 名急商事(株)	瀬 古	日章工業(株) (有)マツイ (有)メイコウ
西	(株)三徳工業所 (株)オーテック 杉屋工芸(株)	守 山	(有)ヘアスタジオマリモ (株)芝テクノ (有)近田屋
若 葉	(株)正鶴堂 北愛知三菱自動車販売(株)		(株)豊和化成 医八誠会守山荘病院
北 陵	ムツミ工業(株) スズラン(株)	小 幡	(株)武市ウインド名古屋 (株)フジックス
	(有)佐久間土地 城北自動車興業(株)	大 森	(株)三ツ知 理科研(株)
	(株)柴田屋 長瀬電気工業(株)	森 向	ビクトリア珈琲(株) 矢田川電鍍工業(株)
	(資)ハートエージェンシー (株)村康商店	み ど り	山昇建設(株)
楠 東	同和化学(株) 犬飼商事(有)		(有)キタノペトロケミカル (株)SUGIコーポレーション
	(株)志村工務店	守山北	(株)ナカシロ オギソ木材(株)
楠 西	(有)山水園 (株)味波		(株)新興設備 (有)横山設備工業
	(株)カネイチ 桜井製本(資)		
	(有)千成工業 綜合エンジニアリング(株)		
	大和熱学(株) (株)中央工芸		
	(株)中日スタヂオ 東洋測量設計(株)		
	(株)長谷川産業 桜井(有)		
瀬 古			



(資)ハートエージェンシー 殿

### ◆大型保障制度推進目標達成支部

#### 新規加入目標達成支部

楠東支部 みどり支部

#### 新規加入成約支部

大杉支部	若葉支部	楠東支部
楠西支部	大森支部	森向支部
みどり支部	守山北支部	



(有)山水園 殿

追加加入目標達成支部

楠東支部 濑古支部 小幡支部  
大森支部



理科研(株) 殿

紹介協力目標達成支部

金城支部 楠東支部



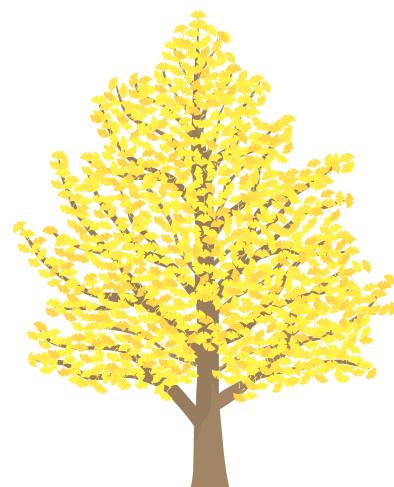
同和化学(株) 殿

◆ビッグハート・ネットワーク推進功労者

金城支部 加治佐健二 様  
楠東支部 後藤 訓美 様  
楠西支部 岡嶋 伸夫 様  
森向支部 大川原洋治 様



岡嶋伸夫 殿





# 着任のごあいさつ

名古屋北税務署長 木下博資

初秋の候、社団法人名古屋北法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋北税務署長を拝命しました、木下博資でございます。前任の松本同様よろしくお願ひ申し上げます。

名古屋北法人会の会員の皆様方には、日頃から会活動を通じまして、税務行政に対し深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

名古屋北法人会におかれましては、本会はもとより支部、青年部会、女性部会においても、多岐にわたり活発な活動を行っていただいております。その中には、簿記会計講座などの各種研修会や、一般市民も参加できる多様な講演会をはじめ、地域社会に密着した区民まつりや税を考える週間における街頭宣伝など、公益性の高い事業活動も展開していただいており、大変心強く感じております。

これもひとえに、野田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の誠意とご努力の賜物と、心から敬意を表する次第であります。

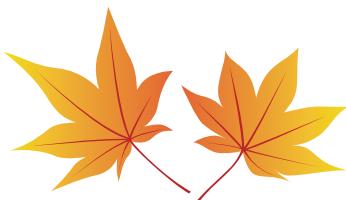
ところで、グローバル経済に伴う国際化やICT化により、取引形態等はますます多様化しており、税務行政を取り巻く環境は複雑困難な状況にあります。また、急速に進む少子高齢化社会にあって、わが国においても社会保障と税の一体改革が議論され、更に定員や予算削減等年々厳しさを増す財政状況に対して、難しい対応にも迫られております。

こうした中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私ども国税当局に課された使命を実現するために、引き続き限られた人的・物的資源を最大限活用し、各種施策を実施してまいります。

その取組みの一つとして、国税庁における「業務プロセス改革計画」が5月28日に財務省において策定され、e-Taxの利用率向上に加え、「国民の利便性向上」や「行政運営の効率化」といった視点も取り入れた計画内容になっており、今後もe-Taxの普及と定着に向けて積極的に取り組んでいく所存であります。

名古屋北法人会の皆様方には、その趣旨をよくご理解いただき、e-Taxの利用件数は着実に伸びているところであり、今後ともe-Taxの一層の普及と定着及び積極的な利用に向けて、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、社団法人名古屋北法人会会員の皆様方には、今後とも、正しい税知識の普及と納税道義の高揚のため、なお一層のご支援をいただきますようお願い申し上げますとともに貴法人会の更なるご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念しまして、着任のあいさつとさせていただきます。



## 名古屋北税務署

# 新陣容

(7月10日付)

【官職】	【氏名】	【前任部署】
署長	木下博資	局税務相談室 主任税務相談官
筆頭副署長 (総務・個人・資産担当)	鈴木公達	税務大学校本校 総合教育部 教授
副署長 (管運・徵収・法人担当)	吉田道夫	(留任)

### 特別国税調査官

特別国税調査官	窪 郁英	浜松西 筆頭特官
特別国税調査官	小松一浩	局調査部 第十部門総括主査
特官付上席	服部憲司	(留任)
特官付上席	伊藤康至	岐北法人四上席

### 法人課税第一部門

統括官	近藤了三	新城 法人統括
連絡調整官	竹内恵美	名古屋北 総務課長補佐
上席	森修	多治見特官付上席
上席	藤本尚夫	沼津法人一上席
上席	小倉正代	(留任)
上席	夏目久司	尾鷲法人上席
上席	三木克明	(留任)
事務官	古賀大樹	(留任)

### 法人課税第二部門

統括官	安藤充	関信局浦和 法人七統括
上席	柄澤信一	(留任)
上席	中川真吾	(留任)
上席	山下泰	(留任)

### 法人課税第三部門

統括官	畔柳勝浩	名古屋北法人連絡調整官
上席	原崎恵次	名古屋北法人五上席
上席	平塚康	名古屋北法人四上席
調査官	中島千尋	(留任)
事務官	奥野亮佑	名古屋北法人五事務官
事務官	木村友亮	(留任)
事務官	田中友里絵	名古屋北法人一事務官

【官職】	【氏名】	【前任部署】
------	------	--------

### 法人課税第四部門

統括官	池田常夫	岐南 管運三統括
上席	鈴木幸夫	(留任)
上席	川村加奈子	名古屋北法人五上席
事務官	藤本絵梨香	名古屋北法人三事務官
事務官	藤原勇紀	名古屋北法人五事務官
事務官	櫛田晃太郎	名古屋北法人一事務官

### 法人課税第五部門

統括官	小泉豊美	局調査部 第三部門主査
上席	鷹田文雄	名古屋北法人三上席
上席	仲間重之	名古屋北法人四上席
事務官	榎本佑亮	名古屋北法人四事務官
事務官	久保園真子	名古屋北法人四事務官

### その他

総務課長	山本一朗	尾鷲 総務課長
課長補佐	加藤洋子	大垣 法人一上席
管運第一統括官	伊藤勇次	松阪 管運一統括
徵収統括官	間瀬和男	(留任)
個人第一統括官	浅井栄人	局課一情報技術専門官
資産統括官	長屋克	(留任)

### 主な転出者

署長	松本良二	退職
筆頭副署長	野路英幸	局調査部 第四統括官
総務課長	今井俊	局査察部 特別査察官
管運第一統括官	島田武平	津 管運一統括
個人第一統括官	遠藤由敬	局会計課課長補佐
法人第一統括官	菅井幸彦	熱田 法人一統括
法人第二統括官	加藤久晴	局課二 資料調査課主査
法人第三統括官	堀町一夫	多治見 法人二統括
法人第四統括官	森林俊行	名古屋中 国際専門官
法人第五統括官	鈴木勇次	局査察部 総括第一主査

# 税務相談窓口

名古屋北税務署



## おうちで作成 ネットで申告 **e-Tax**



イータ君

### おうちから申告・納税できちゃいます！

#### ● e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

- 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます（確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます。）。
- 法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

#### ● ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス等から納付できます。特に利用回数の多い手続に便利です（源泉所得税の毎月納付手続等）。

#### ● e-Taxを利用すると…

- 所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、法定申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）。
- 所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院等の名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です。（証明書は電子ファイルでの交付のほか、書面での交付もできます。）



詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

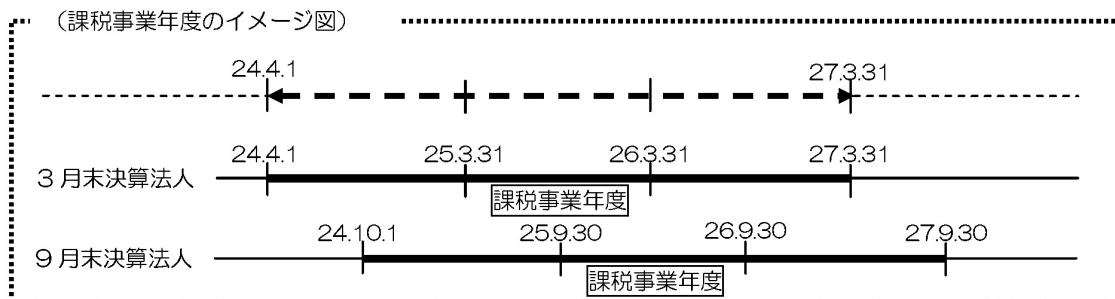
イータックス

検索

**復興特別法人税の創設に伴い、原則として、平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。**

◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書（裏面参照）を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一(一)「2」欄} - \text{別表一(一)「3」欄} + \text{別表一(一)「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

◎ 復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))に掲載しております。

(掲載場所) 「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税のあらまし」



## eLTAX の電子申請・届出が可能になりました (法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)

愛知県では、平成24年4月2日から、eLTAXの電子申請・届出サービスを開始しました。電子申告とあわせて、是非ご利用ください。

なお、愛知県でご利用いただける手続きは次のとおりです。



NEW!

電子申告・電子納税	電子申請・届出
○予定申告 ○中間申告 ○確定申告	○法人設立・事務所等設置報告書
○修正申告 ○清算事業年度予納申告	○事務所等移転・事業年度変更報告書
○清算確定申告 ○均等割申告	○解散・事務所等廃止報告書 ○申告書の提出期限の延長の承認申請書(二) ○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書



### 電子申告、電子申請・届出の手続き方法

eLTAX ホームページ  
<http://www.eltax.jp/>

#### 電子申告の手続き

- ① eLTAX ホームページで利用届出を行い、利用者 ID を取得します。  
※ 利用者 ID は県税事務所での受付手続きが完了した時点で有効になります。  
※ 自身で電子申請・届出のみのご利用の場合、利用者 ID を取得しなくても利用できます。

②③ PCdesk (無料) または eLTAX 対応ソフトウェアを入手します。

- ② eLTAX ホームページ「電子申請・届出」作成する申請・届出書及び提出先を選択します。

- ③ 利用者情報を入力し、確認します。

- ④ 申告、申請データを作成します。  
※ 税理士が代理人として申告する場合は、納税者の切り替え手続きを行い、代理人として操作してください。

- ⑤ 電子証明書を使用し、電子署名を添付します。

※税理士に電子申告の作成・送信を依頼している場合は、納税者の電子署名は不要です。

- ⑤ 電子証明書を使用し、電子署名を添付します。

※税理士に電子申請の作成・送信を依頼している場合は、納税者の電子署名は不要です。(利用者 ID を取得している場合に限ります。)

- ⑥ 申告、申請データを送信します。

eLTAX の操作上のお問合せは、eLTAX ヘルプデスク  
(電話 0570-081459) までお願いします。  
※ IP 電話や PHS などをご利用の場合 045-759-3931 (通常通話料金)  
※ 受付時間 月～金 8：30～21：00 (土、日、祝日、年末・年始除く)

くお問い合わせ先>  
愛知県総務部税務課 課税グループ  
電話 052-954-6049 (ダイヤルイン)

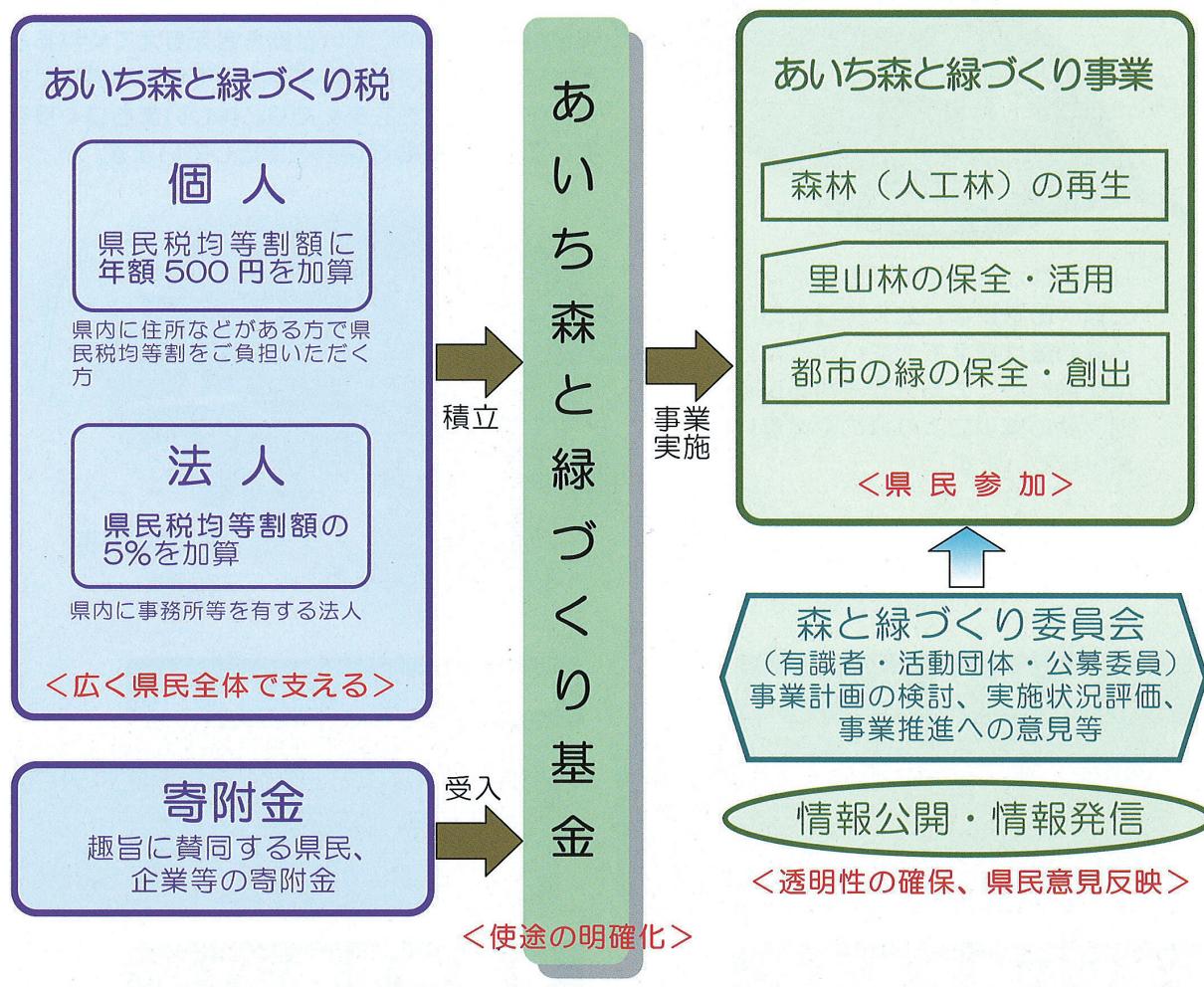
## 『あいち森と緑づくり税』が 平成21年度から導入されています

森と緑は、環境保全や災害防止等多様な公益的機能を有していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。

そこで、森と緑を県民共有の財産と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」をバランスよく整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」が導入されています。

「あいち森と緑づくり税」は、県民税均等割の税率の特例（超過課税）としてご負担いただいています。

### あいち森と緑づくり税による事業の仕組



### 「山から街まで緑豊かな愛知」の実現

\* 「あいち森と緑づくり事業」については、愛知県ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/> をご覧ください。

#### ●お問合せ先

名古屋北部県税事務所 県民税・事業税グループ 電話 052-531-6304



## 名古屋市税だより

名古屋市栄市税事務所

## 栄市税事務所からのお知らせ

## [栄市税事務所へお越しになる方へ]

栄市税事務所は、N H K 名古屋放送センタービル 8 階にあります。  
この階にお越しいただくには、「6 - 1 3」と表示されたエレベーターをご利用ください。  
また、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。  
※地下鉄栄駅 4 A 番出口から 400 メートルです。  
お体の不自由なたには駐車場をご案内いたします。  
なお、栄市税事務所のある N H K 名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はありませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先 栄市税事務所管理課  
〒461-8626  
東区東桜一丁目13番3号（N H K 名古屋放送センタービル8階）  
電話 959-3300 FAX 959-3317

## [事業所税のあらまし]

事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。事業所税のあらましを紹介します。

## 1 納税義務者（事業所税を納めていただかれた）

納税義務者は、市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など（以下「事業所等」といいます。）を設けて事業を行っているかたです。

事業所税は、資産割と従業者割からなっています。「資産割」は事業所等の床面積に応じて負担いただくもので、「従業者割」は事業所等の従業者に対して支払われる給与の総額に応じて負担していただくものです。

## 2 免税点

課税標準の算定期間の末日（法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日）現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。

なお、事業を行っているかたの特殊関係者（子会社や親会社が同一である他の子会社で一定のかたなど）の事業が同一家屋内で行われている場合、その同一家屋内で行われているかたの事業は、共同事業とみなされ、以下の床面積または従業者数の判定において合算して行います。

（1）資産割：市内の各事業所等の床面積（借り受けている場合も含みます。）の合計が

1,000 m<sup>2</sup>以下

（2）従業者割：市内の各事業所等の従業者数（役員を含みます。）の合計が100人以下

## 3 課税標準と税率

（1）資産割：事業所床面積（m<sup>2</sup>）×600円（税率）

（2）従業者割：従業者給与総額（円）×0.25%（税率）

#### 4 申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

(1) 法人の場合：事業年度終了後 2か月以内

(2) 個人の場合：翌年 3月15日

(注) 事業所床面積が800m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>以下または従業者数が80人以上100人以下の場合は、課税にはなりませんが申告書のみ提出していただきます。

#### 5 事業所用家屋の貸付け申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋（事業所等の用に供している家屋）を貸し付けている場合は、新たに貸し付けた場合または貸し付け状況に異動を生じた場合、新たに貸し付けた日または異動を生じた日から30日以内に、その状況を申告してください。

なお、貸主のかたは、その貸し付け部分については納税義務者とはなりません。

#### 6 参考資料

申告納付の際に参考としていただく申告納付の手引きなどを用意しており、名古屋市ホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

#### 7 申告先及びお問い合わせ先

栄市税事務所市民税課事業所税係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 959-3306 FAX 959-3318

### [納税は便利な口座振替・自動払込みのご利用を！]

#### 1 ご利用できる税金

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

#### 2 お申し込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預金通帳の口座番号」、「預金通帳のお届け印」をお持ちになって、市税の取扱金融機関へお申し込みください。

#### 3 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※愛知県内の店舗のみでの取扱いとなる金融機関もあります。

#### 4 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

#### 5 振替の開始

原則として、お申し込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※名古屋市から「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

#### 6 振替日

各納期の最終日、納期前納付（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

#### 7 お問い合わせ先

市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号

電話 957-6931 FAX 957-6934



# 退職所得課税の改正について

名古屋税理士会名古屋北支部 佐藤正俊

## [はじめに]

平成24年度税制改正により、勤続年数が5年以下の役員等の退職手当等について、退職所得の計算における2分の1課税が廃止されますのでその改正内容の基本的な部分について概説します。

## [改正内容]

### 1 退職所得の金額の計算

退職手当等が特定役員退職手当等である場合のその退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。（改正前は、その残額の2分の1に相当する金額）

### 2 特定役員退職手当等

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち役員等としての勤続年数（役員等勤続年数といいます。）が5年以下である者が、退職手当等の支払をするものからその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

\* 役員等とは、次の者をいいます。

- ・法人税法に規定する役員で、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち一定の者
- ・国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ・国家公務員及び地方公務員

\* 役員等勤続年数は、その退職手当等の支払を受ける者が、その支払者の下において、その退職手当等の支払の基になった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等として勤務した期間により計算します。

この計算期間の1年末満の端数は、1年として勤続年数を計算します。

### 3 特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等（一般退職手当等といいます）がある場合の退職所得の金額の計算

その年に特定役員退職手当等と一般退職手当等があり重複勤続年数がある場合の退職所得の金額は、次の①と②の金額の合計額となります。

① その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を控除した残額

- \* 特定役員退職所得控除額は、次のイとロの合計額によります。（収入金額を限度とします。）
  - イ 40万円×（特定役員等勤続年数－重複勤続年数）
  - ロ 20万円×重複勤続年数

\* 重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間の年数をいいます。

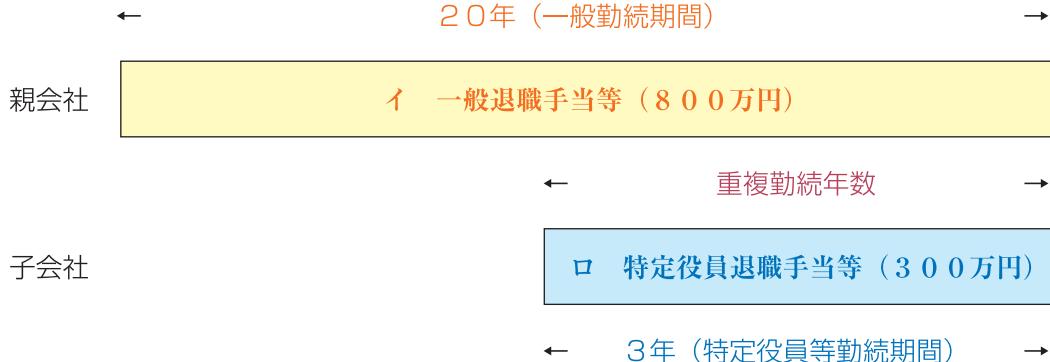
② その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除したもの）を控除した残額の2分の1に相当する金額

控除しきれない部分の一般退職所得控除額は、①の金額から控除します。

## [計算例]

同年中に次の退職手当等の支払を受ける

- ・ 親会社での一般退職手当等が800万円（一般勤続期間20年）
- ・ 子会社での特定役員退職手当等が300万円（特定役員等勤続期間3年）
- ・ 重複勤続年数が3年  
(特定役員等勤続期間のすべてを重複勤続年数とします。)



$$\text{イ } \{ 800\text{万円} - (*40\text{万円} \times 20\text{年} - 20\text{万円} \times 3\text{年}) \} \times 1 / 2 = 30\text{万円}$$

$$\text{ロ } 300\text{万円} - 20\text{万円} \times 3\text{年} = 240\text{万円}$$

退職所得の金額 イ + ロ = 270万円

\*一般勤続期間20年以下の退職所得控除額は、40万円に勤続年数を乗じて計算した金額

#### 4 適用時期

この退職所得課税の改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

また、個人住民税は平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から適用されますが、退職所得にかかる所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止されます。



# 家業を受け継ぐという事は…

北陵支部 (有)佐久間土地 児玉昭子

昭和37年亡き実父が不動産仲介業を開業し、その後私は学校を卒業とともににはっきり強い意志もなく、家事手伝いの感覚、結婚までの腰かけ的な立場で家業に携わっていました。洋裁学校や、編み物教室に通いながら、一応宅地建物取引業の資格を取得したものの当時は父の使い走り程度の業務で、自分の仕事としての自覚もないままでした。結婚後も少しでも 父の助けになればと、事務所に手伝いに来ていましたが、家事や育児の片手間にあってきた不動産の仕事は父の補佐の域を出ないままでした。父が病床に臥すようになって私が仕事を回さなければならない立場になつても、仕事に自信はなく、不安な事ばかりでした。病床の父が喜んでくれるかと思い、個人経営から有限会社に法人化して、「お父さんが社長さんだからね。」と励ましたものでした。



創業当時の事務所前にて

その父が亡くなつて早いもので18年が過ぎました。家業を継いで行く事の不安は一杯でしたが、父がこの土地で育てたこの仕事を潰すわけにもいかず、私なりに細々とやっていく事を決意しました。とはいえ、先代とは社会状況も大きく変わり、地域での不動産業者が担う役割も異なる中、IT時代に入りネット社会にも対応しなければならない。今までの不動産の賃貸や売買に加え、不動産管理という新しい分野の開拓も必要でした。時代が大きく変動し複雑になって、不動産関連の法令も次々と改正されてきました。自分の責任で仕事をしていく事

の心細さはいくら拭っても拭いきれないのですが、それからは一人ひとりの地主さんや、大家さんとのお付き合いを大切にしながら耳を傾け、店舗に来ていただくお客様や業者さんに教えをいただきながら、ひとつの契約書作成に身を引き締め、一つ一つ積み重ねていくお取引に学ぶ毎日でした。

もちろん夫や子供たち家族の支えがあり、理解あっての仕事ですが、ゆっくり考える間もないほど無我夢中に今日まで過ぎてきました。

おかげさまで昭和37年創業以来、ちょうど今年50年を迎えました。地元中心に営業をさせて頂いて、先代からの長いお付き合いの地主様や大家様のご紹介や再来のお客様も多く、本当にありがたい仕事をさせていただいていると感謝しています。三年程前からは息子が家業を手伝うようになり、親子で店頭に立つようになりました。昔、私が父に反発したように、息子との間にも意見や感覚の違いもあって、ぎくしゃくする場面もあります。

最近考える事は“家業を受け継いでいくという事は何が必要なのか”ということです。

一朝一夕では培えないお客様との信頼関係、地元に根付いた日々の営業活動、業者間のゆるぎない情報交換など目に見えないたくさんの方に支えられています。収益性や効率ばかりを求められる近ごろの風潮は、人が人を介する不動産仲介業にはそぐわないようを感じています。物件や顧客リストを管理するには絶大な能力を発揮するコンピューターですが、お客様との細かな対応や日々の業務はアナログ的な心配りが絶対の必須要件です。どんな時代になつても真摯にお客様のニーズを敏感に捉え、的確に迅速にニーズに応える姿勢を大切にしたいと考えています。



現在の社屋



# 青年部会コーナー

## ▼ 総 会



6. 11 青年部会第33回定時総会 KKRホテル名古屋



卒業する  
(株)三ツ知 村越氏



総会に於いて新部会長に、たびぱーく(株)市川 聰氏が選任され新役員が承認されました。懇親会では今回でご卒業される(株)三ツ知 村越氏が卒業者を代表して、ご挨拶をされました。また特別ゲストとして、属女性部会長が参加されて来年開催予定の全国女性フォーラムへの意気込み及び当日の応援依頼について話されました。その後は恒例のbingoゲーム等で楽しいひとときを過ごしました。

新年度事業のスタートです。部会員の皆様、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします！

7. 13 愛知県法人会青年部会連絡協議会親睦ゴルフコンペ  
愛知カントリークラブ 8:00スタート

## ▼ 役員会



4. 4

6. 11

7. 9



# 新部会長紹介

さて今回の青年部会のページは、新部会長 市川 憲氏（たびぱーく（株））へのインタビュー記事です。

## －青年部会長に選ばれて、率直なご感想を

会員拡大、公益事業の推進など課題が多く、果たすべき責任の重さに身の引き締まる思いです。

## －市川氏が考える名古屋北法人会青年部会とは？

私自身、大変お世話になったり、親しくさせていただいたり、尊敬できる方との出会いをくれた青年部会に大変感謝しております。この感謝の心をひとりでも多く感じていただきたい。そう願っております。

## －名古屋北法人会の公益化に伴い、青年部会はどう変化していけばよいと思われますか？

公益法人制度改革、会員数減少、活動資金減少、これは全国的に共通する課題です。

そこで、全法連青連協の会長が中心となり、今後の法人会のあるべき姿を取りまとめ、全法連に提言されました。私はその内容には大変共感しております。詳細はあらためてお知らせいたしますが、簡潔に申しますと、法人会は「税のオピニオンリーダー」たる「経済団体」と規定しています。これが認められ、全国的に足並みが揃うことを願っています。そして、名古屋北法人会青年部会として、次代につながる活動の柱を構築していかなければと思っています。

## それでは、市川氏自身にクローズアップしていきましょう。

### －すばりご自分の性格を一言で表すと

一言といえば、「単純」でしょうか？

### －今ハマっている事・物はなんですか？

仕事です。特に経営者として、指導・育成について勉強中です。

プライベートでは、草野球が楽しみの一つです。メンバー募集しておりますので、興味のある方は参加してみてください。

### －最後に青年部会のメンバーにメッセージをどうぞ

私は青年部会に入会するまで、法人会の事業にほとんど参加したことがなく、法人会の会員になり、何の得も感じられずお金の無駄使いとも思いました。退会も考えましたが、青年部会の存在を知り入会しました。

そこで多くの先輩、仲間と出会い、多くの気づき、学びをいたしました。活動の意義とは異なりますが、このような出会いや親交が自分を成長させるきっかけになります。これは、会費との対価と比較するまでもなく価値があることです。

今後も色々な事業を計画しておりますので、是非ご参加ください！

できるだけ事業にご参加いただき、青年部会の活動を通じ、参加する価値を探してみませんか。

役員一同“価値探し”的お手伝いをいたします。

市川部会長、どうもありがとうございました。



## ▼ 総 会



6. 6 女性部会第34回定時総会 魚鉄 11:00~

名古屋北税務署長・副署長・統括官・(社)名古屋北法人会副会長をお迎えして定時総会を開催しました。属部会長より来年開催の全国女性フォーラムの協力依頼がありました。

### 総会記念講演会

演題 和のフィットネス NOSS 「日本舞踊の健康体操」

講師 日本舞踊西川流師範・舞踏家 西川まさ子 氏



総会終了後の講演会では日舞を基としたフィットネス NOSS (ノス)を体験しました。  
21才の乙女に成りきり心身ともに活性された楽しいひとときでした。

## ▼ 研修会／その他



4. 12 全国女性フォーラム群馬大会  
グリーンドーム前橋



5. 7 全国女性フォーラム愛知大会決起集会  
ウエスティンナゴヤキャッスル  
来年4月11日に当地愛知県で開催されます。  
部会員皆様のご協力をお願い致します。



6. 5 市内情報交換会・懇親会  
名古屋北法人会研修室・志ら玉

## ▼ 役員会



5. 10 (会計監査) 5. 11 5. 28 (事業委員会) 6. 6 7. 12

# 自分にできること

西支部 (株)オーテック 小川幸子

はじめまして。名古屋北法人会女性部会に入会して、まだ2年目の新参者でございます。今回このようなコーナーをいただいたのですが、何の取り柄もない私は書くことがなく途方にくれてしましました。

そうです。「何の取り柄もない」のがわたしの最大の悩みです。毎日、家族に「何か目標をもちなさい」とか「もっと努力をしなさい」とか叱咤激励?されております。(笑)

そのたびに「う~ん、何かしないとね~」とは思うのですが、どうも私の「心に響く目標」が浮かばないです。「何か目標を持ちたい」「何か始めたい」「何か資格をとりたい」・・・気持ちは十分でもいまひとつ一歩がでません。でも、目標や努力はもちろん人間形成と成長の上で大切なことは思いますが、それって人に自慢できるような名の知れた趣味を持つことや資格をとること、また、仕事で成功を収めることしかだめなんでしょうか??

私が今まで一生懸命目標としてきたことは・・・

- ・3人の子供をしっかりと自立できるように育てること→子育ての最大目標
- ・夫婦仲よくすること→これが一番努力がいります。(笑)
- ・家族の思い出をたくさん作ること→できるかぎり何事も家族一緒にやる!旅行、ゴルフ、スノーボードetc・・・
- ・できるかぎり家族そろって食事をすること→「食事」は家族でも他人でもコミュニケーションをとる最も有効な手段です。

こんな日常の些細な目標だって結構、努力と忍耐がいるものです。

目標はひとそれぞれ価値観が違うのだから、他人に自慢できるものじゃなくてもいいのでは・・・

「平凡なことがいかに大切でそして大変なことかしみじみ感じました」

「今、普通のことを普通にやってみたい」

これは東日本大震災で被災された多くの方々が声をしぶりだすように言っていたことです。だから、当面の「私の目標」はやはり上に挙げた「平凡なこと」を一生懸命やっていこう・・・大それた目標じゃなくたって私にとっては大切なことなのだから・・・と思いました。

しかし、話は少し変わりますが、最近、25年?

ぶりにドイツ、フランス、イタリアに旅行に行きました。そして、驚くことに学生時代にヨーロッパを旅行したときと、街並みの雰囲気も建物もほとんど変わっておらず、やはり、歴史と文化を残すことが当然のことでいかに重きをおいていたかがうかがい知ることができました。たぶん、もし東京に25年ぶりに訪れたら全くわからないほど変わっているのではないでしょうか。そして、当時はもちろんユーロもなければ、英語はイギリス



以外はほとんど通じませんでした。簡単な「Big」とか「Small」とかそんな簡単な単語も通じず、街で買い物をするときに苦労したのを覚えています。しかし、驚いたことに今回の旅行ではほとんど、どの場面でも英語でOKでした。ホテルではもちろん小さな町のお店でも、タクシーでも、切符のもぎり係さえも皆、片言の英語を話し、聞きとってくれました。（正直、カルチャーショック！）

これにはさすがの呑気な私も「これからは英会話ができると社会から取り残されていくのではないか」と危機感を感じました。ヨーロッパの人々は私たちより早くにそれを感じて勉強しているようです。

中には片言の日本語で話しかけてくる人さえいて、皆、他国語を覚えようと一生懸命です。世界では母国語、英語はもちろんのこともう1ヵ国語話せないと望むところへは就職できないそうです。いま、日本の大学や企業は学力も実力も技術も海外のそれとひけをとっていない、むしろそれ以上であるにもかかわらず、インターナショナルでは評価が低いのはやはり「英語力の乏しさ」でしょう。

そこで「平凡な目標」しかなかった私も危機感を感じ、少し英語の勉強をはじめました。今は高3の息子に参考書を借りてとりあえず読んで、学生時代に学習したことを見出ことからはじめ、それを一巡したら英会話教室に行こうかと……計画しています。一足先に英会話教室に通っている夫を追い越すのが「私の目標」になりました。

全く、法人会に関係ないことばかり書いてしまいましたが、なぜこのようなことを書いたかといいますと私も仕事を持ち、法人会に参加させていただいておりますが、女性部会には仕事をやりながらの主婦のかたも多くいらっしゃると思い、そういった皆さんの中に私のように年齢的にも子育てがひと段落して、「何かしなくては……」と焦りを感じている方も多いのではないかと思ったからです。でも、若い時と違って何でもとびついで、チャレンジする勇気も実行力もなかなか出てこないものです。同じぐらいの年齢で生きがいや目標をもっていらっしゃる方などを見ると尊敬しつつも、自分も何かしなくてはと気持ちが焦ってしまうものです。今までの自分がそうでした。でも、そんな時、そんな人に、「焦りはみんな同じですよ」「自分の心が感じるまでじっくりと何かを見つけてください」という気持ちを伝えたくて書かせていただきました。そして「自分の目標」は自分が興味を持ったことはもちろんですが自分が楽しいことならなんでもいいのではないでしょうか。それが、これからのみなさんの人生を楽しくするきっかけになればと思います。

これからも、法人会で皆さんとお会いすることがあると思いますがどうぞよろしくお願ひいたします。





# 支部コーナー

## ▼ 総会

4. 3	北陵支部総会	4. 12	若葉支部総会
4. 9	杉村・大杉・清水支部合同総会	4. 17	金城・西支部合同総会
4. 10	上飯田・山田・大曾根支部合同総会	4. 20	守山7支部合同総会
4. 11	楠東・楠西支部合同総会		

## ▼ 研修会

4. 3	北陵支部ビデオ研修会 「部下を伸ばすコミュニケーションの基本」-こうすれば部下と話ができる-
------	---

4. 9	杉村・大杉・清水支部合同総会記念講演会 演題 「防犯に関する一言」 講師 愛知県北警察署 生活安全課課長 小笠原 茂彦 氏
------	--



4. 12	若葉支部ビデオ研修会 「部下を伸ばすコミュニケーションの基本」-こうすれば部下と話ができる-
-------	---

4. 20	守山7支部合同総会記念講演会 演題 「快眠睡眠こそ元気・健康のもと！」 ～あなたはぐっすり眠れていますか？～ 講師 (有)スリーピース代表・快眠セラピスト 三橋 美穂 氏
-------	---



睡眠がもたらす効果、眠りのメカニズムと快適睡眠を誘導する方法を体験しながら学びました。  
太陽光が持つ、目覚め。活力に対する絶大な効果、桜色のLED電球 etc . . .  
一般の方も多く参加された講演会でした。

## ▼ 役員会

4. 9	杉村支部	4. 11	楠東支部	6. 7	守山支部
4. 9	大杉支部	4. 11	楠西支部	6. 21	楠東支部
4. 9	清水支部	4. 12	若葉支部	6. 21	楠西支部
4. 10	上飯田支部	4. 17	金城支部	6. 29	森向支部
4. 10	山田支部	4. 17	西支部		
4. 10	大曾根支部	4. 19	みどり支部		



# 新会員紹介

(平成24年4月1日～24年7月31日)

支 部	会 住 社 名 所	代 表 者 電話番号	営 業 内 容	勧 奖 者
山 田	(株)リップス 北区平安2丁目15-60 ヴィルヌーブ平安1F	山縣貴英 916-4111	内装仕上工事、LED販売、 OAフロア販売	親和電機(株)
大 杉	(株)D R C 北区志賀本通2丁目15 森ビル2F	石原悟郎 938-3180	建設、土木工事	
清 水	カミトボックス(株) 北区清水4丁目15-1 日宝黒川ビル3F	中島基希 982-8294	紙製品企画デザイン・ 空間計画デザイン	ヒラテ産業(株)
金 城	(株)石原營繕 北区西志賀町3丁目23	石原義也 981-5004	家屋解体業	
金 城	(株)M A C プランニング 北区金城町2丁目25-2	前田玲子 910-2566	広告プランニング	
西	グリーンエネルギー中部(株) 北区福德町7丁目82-3	長谷川正幸 710-6030	清掃業、LED照明販売業	
若 葉	(有)シンセイコーポレーション 北区下飯田町4丁目73	中山 治 911-9484	建設業	(資)ハートエージェンシー (北陵)
北 陵	(株)メンテックサービス 北区萩野通1丁目41-2	長澤孝尋 916-5611	消防設備、施工メンテナンス	
楠 東	三野屋電工(株) 北区楠4丁目540	簗輪 好 902-5951	電気工事一般	
楠 西	(有)奥山家具工芸 北区新沼町116	奥山功治 903-0438	注文家具製造	
守 山	(株)安藤新聞店 守山区城南町1-15	安藤 肇 794-6663	新聞販売	弥生投資顧問(株) (小幡)
守 山	(株)内山鉄筋工業所 守山区守山1丁目11-1	内山浩二 736-5700	鉄筋工事業	
守 山	(株)中部日本互助会 守山区新城9-12	田中友次 791-1811	冠婚葬祭業	(株)田中葬具店 (有)ヘアスタジオマリモ

# 北法人会の行事メモ

(平成24年4月～7月)

## ◆ 総 会

5. 28 名古屋北法人会第37回通常総会  
総会記念講演会  
演題 「立ち直れるか日本の政治」  
講師 政治評論家 屋山太郎 氏

講師 屋山太郎 氏



## ◆ 経営教室

7. 23 経営教室（第1回）  
演題 「これから世界経済・  
日本経済はどうなるか！」  
講師 アセットベストパートナーズ(株) 中原圭介 氏



## ◆ 研 修 会

5. 14 決算期別説明会  
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



7. 24 決算期別説明会  
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



## ◆ 簿記会計講座

7. 4 簿記会計講座第1回  
7. 11 簿記会計講座第2回  
7. 18 簿記会計講座第3回  
7. 25 簿記会計講座第4回 講師 税理士 竹内和美 先生



## ◆ 役 員 会

5. 8 決算運営会議 6. 13 広報委員会  
5. 8 決算理事会



かかつた時のそなえを確保  
経営者が重大疾病に

## Jタイプは、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

**ポイント 1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント 2** 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下ります。

**ポイント 3** 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成24年6月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

**DAIKO** 大同生命保険株式会社

**110<sup>th</sup>**  
ANNIVERSARY  
お客さまとともに

名古屋支社/名古屋市中村区名駅4-23-13 TEL 052-541-3151

F-24-1016(平成24年5月24日)



本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

T E L 915-3886

F A X 915-3850

E-mail kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。

一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>

## 名古屋北法人会だより No. 124

発行日 平成24年9月1日

発行 社団法人 名古屋北法人会

名古屋市北区清水5丁目5番3号

名北フロントビル2F

電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂

名古屋市北区志賀南通2-4

電話 914-1855(代)

### (社)名古屋北法人会 所在地

